

令和6年第4回大衡村議会定例会会議録 第2号

令和6年12月5日（木曜日） 午後1時開議

出席議員（11名）

1番 山本 信悟	2番 早坂 美華	3番 鈴木 和信
4番 小川 克也	6番 赤間しづ江	7番 文屋 裕男
8番 細川 運一	9番 遠藤 昌一	10番 佐々木金彌
11番 石川 敏	12番 高橋 浩之	

欠席議員（1名）

5番 佐野 英俊

説明のため出席した者の職氏名

村 長 小川ひろみ	副 村 長 早坂 勝伸
教 育 長 丸田 浩之	代 表 監 査 委 員 和泉 文雄
総 務 課 長 早坂紀美江	企 画 財 政 課 長 渡邊 愛
住 民 生 活 課 長 森田祐美子	税 務 課 長 三塚 利博
健 康 福 祉 課 長 金刺 隆司	産 業 振 興 課 長 浅野 宏明
都 市 建 設 課 長 後藤 広之	学 校 教 育 課 長 補 佐 千葉 岳史
社 会 教 育 課 長 堀籠 淳	指 導 主 事 福田 美穂
会 計 管 理 者 亀谷 明美	子 育 て 支 援 室 長 小川 純子

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠緋沙子 次長 小原 昭子 主任 佐々木涼太郎

議事日程（第2号）

令和6年12月5日（木曜日）午後1時開議

第 1 会議録署名議員の指名

- 第 2 大衡村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 第 3 議案第 5 3 号 大衡村条例の読点の表記を改める条例の制定について
- 第 4 議案第 5 4 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 5 5 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 5 6 号 大衡村職員定数条例の制定について
- 第 7 議案第 5 7 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 5 8 号 大衡村条例を左横書きに改正する条例の廃止について
- 第 9 議案第 5 9 号 村道路線の認定について
- 第 10 議案第 6 0 号 令和 6 年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第 11 議案第 6 1 号 令和 6 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 12 議案第 6 2 号 令和 6 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 13 議案第 6 3 号 令和 6 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第 14 議案第 6 4 号 令和 6 年度大衡村水道事業会計予算の補正について
- 第 15 議案第 6 5 号 令和 6 年度大衡村下水道事業会計予算の補正について
- 第 16 報告第 1 2 号 専決処分の報告について
〔令和 6 年度大衡村一般会計予算の補正について〕
- 第 17 報告第 1 3 号 専決処分の報告について
〔損害補償の額を定め、和解することについて〕
- 第 18 委員会の閉会中の継続調査の件について

本日の会議に付した事件

議事日程（第 2 号）に同じ

午後 1 時 0 0 分 開 議

議長（高橋浩之君） ただいまの出席議員は11名であります。

佐野英俊議員、届出により欠席であります。

定足数に達しますので、ただいまより令和6年第4回大衡村議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番遠藤昌一君、10番佐々木金彌君を指名いたします。

日程第2 大衡村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

議長（高橋浩之君） 日程第2、大衡村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

まず初めに、大衡村選挙管理委員会委員の指名を行います。

選挙管理委員には、石川隆行君、伊藤美枝子君、小川美雄君、伊藤 正君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました石川隆行君、伊藤美枝子君、小川美雄君、伊藤 正君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

続いて、大衡村選挙管理委員会補充員の指名を行います。

補充員には、第1順位遠藤秀悦君、第2順位横橋幸一君、第3順位宮澤明子君、第4順位佐藤 圭君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名いたしました方を補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました第1順位遠藤秀悦君、第2順位横橋幸一君、第3順位宮澤明子君、第4順位佐藤 圭君、以上の方が、順序のとおり補充員に当選されました。

日程第3 議案第53号 大衡村条例の読点の表記を改める条例の制定について

議長（高橋浩之君） 日程第3、議案第53号、大衡村条例の読点の表記を改める条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） それでは、議案書3ページをお願いいたします。

議案第53号、大衡村条例の読点の表記を改める条例の制定について。

大衡村条例の読点の表記を改める条例を別紙のとおり制定する。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明につきましては、議案第53号別紙でご説明申し上げますので、4ページをお願いいたします。

第1号のこの条例の施行の際現に効力を有する条例と、第2号のこの条例の施行の際現に公布されている条例のうち、いまだ効力を有しないものにつきまして、国が示しております公用文作成の考えによります一般文書の読点の表記の実態に鑑み、条例に用いられている読点の表記を一括して改めるものでございます。

この読点につきましては、現在「，」を使用しているところを読点「、」にするもの

でございます。

附則といたしまして、この条例は令和7年1月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第54号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議長（高橋浩之君） 日程第4、議案第54号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） それでは、議案書5ページをお願いいたします。

議案第54号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

第1条から第3条までの条立てでの改正となります。

第1条につきましては、職員の給与に関する条例の一部改正で、次のページをお願いいたします。

第2条は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正となり、どちらも本改正による構成を改めるもので、第3条につきましては、大衡村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、任命権者が報告しなければならないとされております人事行政の運営等の状況につきまして、報告事項の改正を行うものでございます。

7ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 現行の（6）番、職員の研修及び人事評価の状況、これが新しく2つに分かれている。職員の研修と、それから人事評価の状況と、これなぜ2つに分けたのか、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） こちらにつきましては、上位法であります改正に基づきましての改正でございますので、当課といたしましての意見で改正したものではございませんのでご了承いただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 上位法は分かるんですけども、それを不思議に思いませんでしたか。そこを聞きたいんです。やっぱり上位法であるならば、なぜこうなったのかというのをやっぱり聞いておかないと、我々も分からないですよ、なぜこういうふうになったかというのは。そうするとやっぱり聞きたくなるんですよ。ですから、そういうのを次から聞いていただきたいと私は思います。いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） こちらの想定する考えでございますけれども、項目ごとにきちんと公表をするというもので、今回分けたものだとこちらでは認識しております。

（「はい」の声あり）

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第55号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議長（高橋浩之君） 日程第5、議案第55号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する

る条例の制定についてを議題とします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（森田祐美子君） それでは、議案書 8 ページをお願いいたします。

議案第55号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、関連する 3 つの条例の改正を行うものでございます。

令和 6 年 12 月 2 日から健康保険証の新規発行が終了し、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証で医療機関を受診していただく仕組みに移行したことに伴い、医療機関での資格確認を被保険者証または組合員証の提示によって行う取扱いから、マイナ保険証によるオンライン資格確認が基本となるため、規定を改めるものでございます。

また、見出しを含め、同一字句の漢字表記を改めるものでございます。

まず第 1 条は、大衡村障害者医療費の助成に関する条例の一部改正で、第 8 条受給者証の提示に関する規定を改めるもので、見出しを含め、口へんの「呈示」を手へんの「提示」に字句を改め、「被保険者証または組合員証とともに」を「医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けた上」に改めるものでございます。

第 2 条は、大衡村母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正で、こちらも第 8 条受給者証の提示に関する規定を改めるもので、内容につきましては、第 1 条の大衡村障害者医療費の助成に関する条例の一部改正と同様の改正となっているものでございます。

次のページをお願いいたします。

第 3 条は、大衡村万葉すくすく子育てサポート医療費の助成に関する条例の一部改正で、こちらも第 8 条受給者証の提示に関する規定を改めるもので、内容につきましては、第 1 条及び第 2 条と同様の改正となっているものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和6年12月2日から適用するものでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第56号 大衡村職員定数条例の制定について

議長（高橋浩之君） 日程第6、議案第56号、大衡村職員定数条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） それでは、議案書10ページをお願いいたします。

議案第56号、大衡村職員定数条例の制定について。

大衡村職員定数条例を別紙のとおり制定する。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

説明は、議案第56号別紙でご説明申し上げますので、11ページをお願いいたします。

大衡村職員定数条例の全部を改正するものであります。

第1条は目的で、一般職員の定数に関し必要事項を定めるものであります。

第2条は職員の定数についてで、こちらにつきましては、職員の総数を111人と明示し、第1号の村長の事務部局の職員数を現行81人に6人追加し87名とし、第3号の教育委員会の事務局、教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員を現行21人から6人削減し、15名とするものでございます。

第3条は職員定数の配分についての規定で、任命権者が定めるものとするもので、第4条は定数外の規定でございます。この定数外につきましては、第1号から第6号までの期間別配分において、常勤の職員ではない職務に従事していない職員を定数に含めな

いとするものでございます。

12ページをお願いいたします。

第2項につきましては、復職した職員により定数を超える場合の経過措置規定でございます。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。細川運一君。

8番（細川運一君） 前回の定数条例改正というのは、教育委員会の教育委員会事務局と学校機関との別々の定数を一本化した改正が、令和2年に行われていたんだと思います。そのときは、定数に関しての変更はございませんでしたけれども、今回111名という総額は変えずに、教育委員会部局の定数を6名減らして、村長部局の定数を6名増やすということでございますけれども、現状、教育委員会の職員というのは、事務局、教育委員会事務局、2つの課ですね、2つの課と中学校ですか、給食センター、公民館、その定数を合わせると大体13名ということになるんだろうと思います。

現状教育委員会所管の仕事が増えないのであれば、今の13名体制を維持して、余裕として2名くらいの上限定数を設けるとは理解をするんですけども、村長部局の定数を6名増やして87名にするというのは、87名というのは上限上のマックス、大枠としての総枠として理解するんですけども、現状として何名くらいの定員を想定して、余裕は何人くらいだという形での積算の根拠なんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 現在村長部局の職員数が78名でございます。それに伴いまして、来年度採用予定の職員を若干名採用予定としてございますので、そちらを加えますと、現行の81名の定数を超える可能性もあることから、6名追加し87名ということでさせていただきたいというものでございます。

議長（高橋浩之君） 細川 運一君。

8番（細川運一君） 今総務課長おっしゃったように、そういうことを想定しての全面改正だということは想像つきます。ただ、令和4年、令和5年の採用数4名、5名という形で、ほかの小さな自治体と比べると、職員数の割には採用数、多い人数の採用と見るべきだと思います。それを今まで少ない人数で頑張ってきたんだと理解するか、それともこれからの行政需要に対して先手を打って人材を確保していくと見るか、いろいろ角度は違

うと思いますけれども、今回業務量調査というのがありますよね、そのことがどの程度DX並びに職員の適正配置ということに対して寄与するものなのか私は分かりませんが、何でも、何で今の時期に定数を改正、今のままで同じようなペースで採用していけば、私は三、四年すれば111名超えるというのは明らかなわけで、どの辺に適正、条例として上限の定数を、議会としても村長の裁量の枠の中で111名の中での裁量を認めるということですので、定数条例を認めるということは、その上で、条例は条例の上限として、大衡村の職員の適正数業務量から見てどのくらいで維持していくかという大きな考えも同時に示していただかないと大変不安になる面がございます。そういう点で、いろいろ村長ご発言なさっている経緯がございますけれども、そういうようなものが何で業務量調査などをへて、将来の適正職員数というものがもうかなり抑えられているんだったら私はいいいんですけれども、そういうものがちゃんと前提としてあった上での今回の条例制定と理解してよろしいのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 本来このタイミングで条例改正を提案させていただき理由の一つといたしましては、今までの公営企業の人数につきましては、水道事業それから下水道事業の職員を公営企業と捉えていたところではございますが、今回下水道関係が一部法適化になったことを受けまして、村長部局に、下水道職員は定数の中に含めることということで判明いたしました。その点も含めまして、今後採用予定を考えていく上で、公営企業それから教育委員会のほうへの現段階での職員の増加というのは見込んでございませんでして、村長部局につきましては、これから事業が増えていく下水道関係そういったところへの職員の補充も願っているところでございますので、今回村長部局の職員数を増加させていただき改正提案をさせていただいたものでございます。

何とぞご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） 細川 運一君。

8番（細川運一君） 今回の全面改正に私は反対はしません。ただ、職員数というのは何が適当かという基準はどこにあるかということをおは外野にいるので分かりませんが、村長ご自身が、職員一人一人の働き方を見て、その中でやっぱり人口規模、将来的な人口減少社会を迎えてなかなか人口が増えていくというのは難しいと、また時代的な背景としてDXが職員の人数にどの程度影響するかということもまだ見渡せない状況の中で、でも、ある程度やっぱり計画どおりにはいかななくても、ある程度の内部で結構ですので、

やっぱりここにいる課長たちが共有するような定員管理というものを、課長たちで共有するような資料みたいなのが私は必要ではないかなと思うんですけれども、そのようなご努力をなさったらいいんじゃないかなと思うんですけれども。どうでしょうか。

条例の質疑から離れて大変恐縮な面がございますけれども、そういうような定数条例というのは、あくまでもそこに議会としての大枠をはめるという上で、あとは村長の裁量権に任せているという面の背景もございますので、あえてお聞きしましたので、ご答弁をお願いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 細川議員おっしゃるとおり、各課長との情報共有はこの件につきましてはしておりませんでした。しかしながら、定数条例につきましては職員の上限数を制定するものでございましたので、将来見込まれる人数ということで、当課のほうでこちらの案を提示させていただいたものでございます。

なお、今年度も採用される職員、既に11月で採用になってございますけれども、令和7年度採用予定の職員、これから申込みもかけているところでございますので、優秀な人材をやはり多く採用して、村政運営に努めさせていただきたいと考えてございますので、今後各課長との、こういったことに関しましては情報共有を徹底してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。（「了解です」の声あり）

議長（高橋浩之君） それでは、鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 職員の定数、総務課長、111名が見込まれる定数だということですがけれども、今まで村長は120名にしたいという何かお話これまでいただいておりましたけれども、これまでそういうお話120名にしたいということだったんですけれども、111名ということで、これで間に合ったのかなというのが1つ疑問がございますので、それをお伺いしたいと。

あとは、期間別の定数については、それぞれ任命権者が定めとなっておりますけれども、こちらにあるそれぞれの任命権者というのはどなたがなっているのかお伺いをしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） まず1点目のご質問でございますが、村長どの場面で120名と申し上げたかはちょっと記憶がございませんけれども、120名ほど必要だという村長のお考え、確かに私も伺っておりましたが、今回この定数条例なんですけれども、定数外の

部分につきましても今回定めさせていただきました。この部分によりまして、現在県へ派遣されている職員、あるいは病気休暇等で休んでいる職員、そういった理由で職員として通常常勤で勤務していない職員につきましては、この定数から外すということでございます。その上で、現行の111名という総枠は超えずに、村長部局と教育委員会事務局の職員の数の入替えを行ったところでございます。

2点目の任命権者につきましては、村長部局につきましては村長でございます。あと、教育委員会につきましては教育委員会、農業委員会につきましては農業委員会ということになってございますので、よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 議会と水道事業の関係が任命権者発表がありませんでしたが、お伺いしてよろしいですか。

議長（高橋浩之君） それは2問目の補足という形で。

総務課長（早坂紀美江君） 大変申し訳ありませんでした、省略して大変失礼いたしました。

議員おっしゃるとおり、水道は水道事業、それから議会事務局は議会ということになってございます。大変失礼いたしました。すみません、議会事務局は議長となるものでございます。失礼いたしました。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君、2問目ということで。

3番（鈴木和信君） 今のご質問いただきました水道事業の企業職員というのは、これは任命権者というのはどなたになるんですか。何かそれがちょっと抜けておるんですけれども。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 大衡村水道事業、大衡村長でございます。（「終わりか」の声あり）

議長（高橋浩之君） 3回目、今度。

3番（鈴木和信君） 今の関連でございましたので、最終的に120名と村長が言ったか言わないかという話ですけれども、9課から12課にすると最終的には120名の職員が必要だというお話をしておりますので、それに対して111名ということで、現時点で111名いるのかちょっと分かりません、現行のお話では先ほどは村長部局が78名ということですが、今現在はどのぐらいがいて、110名にしないと業務量からして足りないと理解をするんですけれども、現時点のやつと増える職員がどこに配置になるのを増やすことを考えているのかお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 現在職員数につきましては、11月1日現在で、村長部局それから教育委員会、農業委員会、水道事業、議会事務局、全て合わせまして98名でございます。このうち、定数で定めておりますのはあくまでも上限値でございます。今後採用見込みの職員は、土木が1名、それから行政職が3名の予定でございます。そちらの配置につきましては、これからの検討になるかと思えます。

よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 3回目。（「もう1回」の声あり）もう1回できるの。鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 今お話がありましたように全体で98名ということで、今からの職員を増やす分については土木と行政で合わせて4名ということで、98人に4を足しても102名（「97と」の声あり）97ですか、98と言ったよね。98です、すみません。そういうことで、全体として104名でまだ余裕を持っているというふうなことでございますよね。別に余裕を持って駄目だという話ではないんですけれども、まだ増やさなきゃいけないところがないかということで、今まで組織再編の中では職員足りないんだなとばかり思っていたんですけれども、これで十分間に合うというふうな理解をしてよろしいのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 現段階につきましては、村長部局と教育委員会の調整、それから定数外という部分で規定を定めて提案をさせていただいたものでございます。現段階では、当面の間この定数で進められるだろうという判断の下で、今回提案させていただいたものでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。山本信悟君。

1番（山本信悟君） 定数に111名ということで了解はしますが、村長部局と教育委員会の6名というこの差、差というかやり取りが、村長部局と教育委員会の中でなされて、こういった人の配分があったのか、その辺聞きたいと思えます。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 現段階の職員の配置に基づきまして、当課で人数の配分をしたところでございます。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1番（山本信悟君） 今聞くと、当課というと総務の中でだけの話ということなんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 案といたしましては総務課で考えたものではございますけれども、決裁をいただいている状況ではございます。各課長方にはお知らせはしていなかったところでございます。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 各課長の話がないという、相談がなかったというのもどうかなと、庁内の中でまず話し合ってからやり取りじゃないのかなと私は認識するんですが。

議長（高橋浩之君） 3 問目だよ、大丈夫ですか。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） こちらの条例改正につきましては、あくまでも定数の上限でございます。現行の課の職員数の増減ではございませんので、こちら総務課で考えたものを提案させていただいた次第でございます。なお、情報共有、先ほどもご指摘ございましたが、情報共有していなかったことにつきましては、大変申し訳ございませんでした。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 57 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第 7、議案第 57 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） それでは、議案書 13 ページをお願いいたします。

議案第 57 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

別表の改正となりますが、教育委員の年額報酬を 15 万円から 30 万円とし、ページ飛びまして 22 ページをお願いいたします。大衡村空家等対策協議会が設置されたことから、

委員の日額報酬6,300円、費用弁償1,500円を設定するものでございます。

教育委員の報酬の引上げにつきましては、教育委員の職責は村の教育行政を担う大変重いものであり、県内自治体の報酬等を鑑み、報酬額の改定を行うものであります。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） この報酬改定によって、中に能率給とありますけれども、この能率給の意味をお聞かせください。

議長（高橋浩之君） 総務課長。（「改正していません」の声あり）遠藤議員、この案件は改正はしていないんですけれども。いや、今回の案件は教育委員の報酬の改定でございます、その件は……遠藤議員。

9番（遠藤昌一君） 教育委員の報酬の改定は分かります。ただめくってみると、農業委員で一部ありますけれども、ここに能率給、これは村長が予算の範囲内で定めると記載ありますよね、これは例えば30万円やるとこれは減額にならないと思うけれども、では能率あった方はもっと上げるのかないのか、その能率給の意味合いだけお聞きしたいんです。以上です。

議長（高橋浩之君） では、総務課長、答えられれば。（「産振」の声あり）では、産業振興課長、答えられれば。

産業振興課長（浅野宏明君） 農業委員会の能率給のお話ですけれども、農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動内容の中に、農地のマッチングですとかそういった貸し借りの現状についての間に入るとかという作業が、作業というか項目があるんですが、その要は成果報酬のようなものに該当するものでございまして、これまで大衡村農業委員会での能率給についての支給は現在のところない状況でございます。

議長（高橋浩之君） 次に、石川 敏君。

11番（石川 敏君） 教育委員の年額報酬、現行の15万円から30万円ということで、倍の金額での提案でありますけれども、30万円にする、2倍にするという金額の理由といたしますか、根拠といたしますか、そういったところどういったことで30万円という金額を算定したのか、まず伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） まず、県内の各自治体の教育委員の報酬につきまして調べました

ところ、年額報酬で定めているところ、それから月額で定めているところがございました。大衡村につきましては一番最下位ということでございまして、県内自治体を見ますと、平均的にやはり全体的に40万円ほどというところがございます。ただし、町につきましては2万円ないし3万円という自治体が多かったことから、村といたしましては1月当たり2万5,000円、年額報酬で定めているところがございますので、30万円というふうに定めさせていただいたところがございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 県内の自治体の状況、平均して40万円という金額というのは今総務課長のお話でしたけれども、私も県内のよその町少し調べてみました。いろいろ差あるようです、やっぱり、自治体によっては。大衡村の今の15万円というのは確かに一番低いランクだと思います。よその近隣の宮黒管内、そういったところを見ましたら、そんなにはなっていないですよ、でもね。10万円台です、現状では。高いところでは、富谷市は月額で計算すると20万円超えるようですけれども、よその町ではそんなにはっていないと思います。ですので、額に対してどうのこうのということでないですけれども、何ていうんでしょうね、その辺の算定の仕方、根拠、ちょっと理由としては何かまだ薄いといいますか、きちんとした理由にはなっていないんじゃないのかなと感じます。

今の教育委員さんの活動の状況、毎月の定例会なり、いろんな教育行政の関わる部分ですね、ですので、委員さんの教育行政に関わる活動の状況、そういったものが変わる部分が出てくるのかどうか、今後ですね、そういったことも考慮して算定することも必要ではないのかなと思うんですよね。単純に平均金額が何万円というよりも。確かに大きい市では月額で算定されていますけれども、よその町は大多数が年額です。ですから、その辺算定の根拠がちょっと、きちんとした説明になっていないのではないのかなと感じます。改めて、村長なりの考えを伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） それでは、村長。

村長（小川ひろみ君） 今総務課長が言ったように、様々な近隣自治体の動向を見たところでもございます。あと、教育委員さんにつきましては、今までずっと15万円、年額15万円ということで委員を受けていただいております。やはり今、皆さんお仕事を持っている世の中でございます。そんな中で、委員会あるたびお休みをしていただく、あと行事のあるたび、入学式、卒業式、様々な行事、合唱コンクール、それから音楽、小学校・中学校の様々な行事、運動会、様々なところにやはり足を運んでいただいております。

そういうことを鑑みたときに、この報酬が今まで委員を頼む時点でもなかなか難しくなっているのが現状だということをご理解をしていただきたい。そして、これからやはり、今回教育長も変わりました、そんな中で、教育、やはり、今回一般質問でもありましたように、学力の向上、そういうものもこれから教育委員の皆さんとともに教育委員会も含め、それで教育の充実のほうも図ってまいりたい、そういうことも熱意を持って教育のいろいろ一人一人の子供たちのために目を向けていただき、そしていろいろな情報も発信していただけるためにも、このような状況にしていきたいと思ったところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 次に、石川 敏君。

11番（石川 敏君） 今の村長の答弁でその意図は分かります、理解はします。ですが、金額の算定に当たっては、それだけではちょっと乏しいのではないかなと思うんですよね。現状見みますと、よその町では、大和町18万1,000円、大郷町は15万1,000円、そんなに差はないですよね。松島も15万円台、利府、塩竈16万幾ら、七ヶ浜も同じような金額です。20万円を超えておるところはございません、現状では。（「だから何だ」の声あり）

議長（高橋浩之君） 遠藤委員、不適切発言はやめてください。

11番（石川 敏君） ですので、改正する理由としては理解はします。私もしますけれども、金額面でいってどうなのか30万円となった場合、今後宮城県内の町村ではどのくらいのランクに位置しますか、それで、上がったものとして見た場合。あと教育委員会の業務内容として、教育委員さんに今後いろいろな場面で担っていただく役割などの部分について、教育長のほうからもお答えいただければと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 先ほど私答弁させていただきました県内平均40万円ほどでございますけれども、大衡村と仙台市を除いた平均といたしましては、35万9,000円ほどになります。そこから見ますと、やはり35自治体のうち、30万円というのは中ほどで標準的なものではないかと判断したところでございます。なお、詳細につきましては村長が答弁されたとおりでございます。やはり今まで15万円という年額報酬で教育委員の方々には活躍をしていただいていたところでございます。半ばボランティア的な要素の強いものになっていたところでございましたので、一般質問等でもご指摘をいただきまして、早急に検討いたしますとお答え申し上げていたところでございましたので、今回改めて、県内自治体と比較して見劣りするしないような金額で、これからの教育委員の皆様

方にも引き続きご尽力いただきたいと思って、この額で制定させていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 私が着任してから、教育委員会定例会2回行われました。その際に、教育委員の皆様それぞれ建設的な意見を賜っておりました。あと、先ほども話ありましたが、行事等にも熱心に参加していただいているいろいろ感想をいただいているところでございます。あと、私の考えもお伝えして、これからどのような教育施策がいいのかということで、積極的に意見を言っていただいて、私もそれを参考にしながら、教育行政進めていきたいと。ですから、教育委員の皆様のお力を本当借りて、そのためにも増額ということをお願いしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 次に、鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 報酬につきましては今回上げていただきまして、大変ありがとうございます。30万円、私は非常にいい金額だとは思いますが、今、石川副議長のお話にもありましたけれども、その根拠は根拠としてきちんと積算をさせていただいて提出していただくと、なおよろしかったかなと思います。

私からは22ページの、こちらにございます大衡村空家等対策協議会ということで、現行がなくして改正ですか、改正側にだけ6,300円ということであるんですけれども、6,300円というのはほかの協議会等から見て同じ金額でいいんですけれども、現行は何もなくして改正のみに出てきて、これはおかしくないのかどうかお伺いします。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 先ほどこちらの改正理由といたしまして答弁させていただきましたが、空家対策等協議会、こちらにつきましては新たに設置されたものでございました。こちらの改正につきましては別表でございまして、各協議会審議会等の報酬を定めるところの表でございまして、新たに設置されました協議会といたしまして、報酬と費用弁償の項を加えさせていただいたところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 空家対策協議会というのは今までなかったと今回答ですけれども、そういうことですか。今まで空き家対策の何か要項要領みたいなのがあって、誰か調査に行ったりなんなりするとか委員会みたいのがあったんですが、あれは対策協議会としてで

はないということで、新たにつくったというふうなことなんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 今年度新たに設置されました協議会でございますので、報酬費用弁償も加えさせていただいたところでございます。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 補足といいますかお話しさせていただきますと、まず協議会そのものは設置は今回ということでございます。その設置する目的といいますか根拠といたしまして、令和3年3月に制定いたしました大衡村空家等対策計画でうたっております協議会、空き家等対策を実施するに当たり意見及び協議を行うため関係課及び有識者等による協議会を設置すると、このときに定めたものに沿いまして、今回この協議会を設置させていただくということでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 何か前見たとき、協議会を設置すると私もそういうふうに理解したものですから、これ今までなかったのかなということで、なくてやってきたのかなということでちょっと疑問を感じました。本来そういうふうにして協議会を設置するというか設置をしていて、いろんな委員さん、例えば一級建築士とかいっぱい書かれておったと思うんですけども、そういうものがなくて今までやっていたということは、ちょっと何ていったらいいのか、ずさんということはないけれども、あるべきものがなくてやっていたということで、今回きちんと整理をするというふうなことで今回こういうふうにしたのかなと思いました。私も一般質問で質問させていただきましたが、今回ホームページにもきちっと載って、すごく、見てもよくて、住民からも今回の対策いいねということで褒められましたので、それは質問に関係ないんですけども。その協議会があって、今までやっていなくて今回そういうことからして協議会を新たにつくって、それで6,300円を支給していくという新たな取組としてやりますということの理解でよろしいんですか。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 議員おっしゃるとおり、今まで空き家対策というのは進めてきてはいたところではございますけれども、協議会として新たに設置をしたものでございます。これから制定されて令和7年度から実施されるというところでございますので、報酬改定につきましても令和7年の4月1日からの施行ということでございますので、ご

理解いただきたいと思ひます。

議長（高橋浩之君） 次、小川克也君。

4番（小川克也君） 私も空家対策協議会について、もう少し詳細についてお聞きしたいと思ひます。先ほど目的は伺ひましたが、協議会の事務内容について伺ひたいと思ひます。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） すみません、失礼しました。

事務の内容でございますけれども、今想定している要綱に基づいてご説明させていただきますと、まず空家等対策計画の策定及び変更に関する事項、それから2つ目に、空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関する事項、3つ目としまして、その他空家等の対策に関して必要な事項の3点を挙げております。

特に今2点目で申し上げました特定空家等に該当するか否かの判断というのは、いろいろ危険な空家とか、今いろいろ委員会等でもお話いただいておりますが、それらを判定する会議と協議会、根拠となるものが今まではなかったということで、一番の今回の協議会設置の肝の部分といいますか、重要視している部分といたしましては、この特定空家に該当するかどうかの判断を有識者の方々に担っていただいて、判定を下すということが大きな目的になっているものでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） また、構成の委員の皆さんについてはどのように考えているのか、また、年間の回数、スケジュール等もその辺詳細分かりましたらお聞きしたいと思ひます。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 現在の想定でありますけれども、人数につきましては10名以内ということで組織するというようにしております。

一応その要綱の案でお示しいたしますと、まず地域の住民、それから法務、不動産、建築等に関する学識経験者、それから関係機関または関係団体の職員、その他村長が必要と認める者ということでございます。

近隣の例を申し上げますと、要綱でも定めたいと思っておりますが、委員会の会長としては村長が当たるということになっておりまして、そのほか、地域の代表といたしましては、近隣の事例を申し上げますと、消防団長、区長、会長というような方々を我々も想定しております。あとは、法務の専門家という部分では、法務局とか司法書士会、あとは大和警察署というような方々を想定しております。また、不動産部門の代表の方

としましては、全日本不動産協会宮城県本部からの推薦の方と考えております。また、建築部門としては、県庁の住宅関係課住宅課、あとは県の建築士協会等を想定しております。その他必要があればまた学識経験者ということで大学の先生とか、そういった方々を委員としてお迎えしたいと考えているところでございます。（「回数は、スケジュール」の声あり）

すみません。回数は今のところを想定はしておりませんが、最低年1回は開催したいと思っておりますし、先ほど肝の部分と申し上げました危険な空き家ですね、特定空家になりそうなものが出てきた場合には、その案件について協議をしたいと考えております。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 全ての協議会、委員会、特別職の職員にも多分関わることだと思うんですが、先ほど村長が、働いている方、働いていない方もたくさんおられます。その辺日程調整しっかり取った上で皆さんの声を多く拾い上げて進めていただく委員会にしたいと思いますが、担当課もいろいろ日程調整するのも大変かと思いますが、その辺今後委員会等徹底していただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 当然先ほど何回も申し上げておりますとおり、特定空家の該当の可否等もかなり重いことを判断する協議会というふうにもなりますので、各分野の専門家を集めておりますので、そういった方々の意見を十分に聞けるように、日程の調整は十分に注意をして開催したいと現時点では考えております。

議長（高橋浩之君） 次に、赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 話を蒸し返すようですが、教育委員の報酬年額15万円からいわゆる倍額の30万円、15万円があまりにも低過ぎたというふうなこともあろうかと思っておりますけれども、倍額になったと、上げることにしましては異論はないんですけれども、倍額になったということに対して、他の役職の方々もいらっしゃいます、日額報酬なりなんなりで受けている方々もいるわけですが、その辺への影響なり何なりとか、そういったことまでお話とか協議の中で出なかったものなのかどうか伺います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 教育委員の報酬につきましては、比較されますのが農業委員、もちろん大衡村の農業も盛んな土地柄でございますので、農業委員の活躍もやはり教育委

員の活躍同様、同じくして見なければいけないと思ってございます。比較といたしまして、話題となりますのはやはり農業委員会の皆様方の報酬の額、それにつきまして教育委員会の皆様の額が15万円ということで、議員の皆様からもご指摘のあったところでございます。

黒川地域につきましては、やはり大衡村とさほど差のない額で報酬を定めておりますけれども、県内で見た場合にやはり15万円はかなり低い、もちろん県内で一番低い額でございましたので、その辺につきましては、やはり同程度の報酬を検討するべきではないかということで、平均的な金額でということで算定をさせていただいた次第でございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 今回の報酬改定によって倍額になったんだと、またそういうふうなことでやっぱりいろいろ議論のあれに上がってくるものも出てくるのではないかと思います。そして、教育委員のお仕事の内容というのが意外と見えにくいところもあるのではないかと思いますので、その辺のこともきちんと考慮されて、今後の活躍に期待をして、この報酬に見合うお働きという言い方は大変失礼かもしれませんが、そういうことをぜひ期待したいところだなと思っていますが、教育長のご所見も伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（丸田浩之君） 確かに赤間しづ江議員おっしゃるように、教育委員の仕事って見えづらいなと思います。私も学校現場にいましたけれども、教育委員のお立場というのはなかなか私自身も存じ上げていないところでもございました。ただ、先ほど教育委員のお仕事ということでご質問受けたときにお話は若干させていただいたんですけども、定例会の中で、こういうときにはもっとこうしたらいいんじゃないのという具体的な教育委員のご助言等受けましたので、早速学校等にここのところはこうしたほうがいいんじゃないのという形で私のほうでは還元させていただいたところでもございました。今後も実際いろんなご助言いただいて、特に学校現場等に、教育委員会ですから社会教育も含まれますので、いろんなところに還元して、お力を発揮していただければなと考えているところでもございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第58号 大衡村条例を左横書きに改正する条例の廃止について

議長（高橋浩之君） 日程第8、議案第58号、大衡村条例を左横書きに改正する条例の廃止についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） それでは、議案書の23ページをお願いいたします。

議案第58号、大衡村条例を左横書きに改正する条例の廃止について。

大衡村条例を左横書きに改正する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

説明は、議案第58号別紙でご説明申し上げますので、24ページをお願いいたします。

大衡村条例を左横書きに改正する条例につきましては、既に条例の左横書き改正が行われていることから廃止するものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第59号 村道路線の認定について

議長（高橋浩之君） 日程第9、議案第59号、村道路線の認定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案書25ページをお願いいたします。

議案第59号、村道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定に基づき、次のように村道路線を認定するものでございます。

路線番号191、路線名が松の平3丁目北線、起点が大衡村松の平3丁目から終点が大衡村松の平3丁目地内になります。

続きまして、議案第59号別紙でご説明を申し上げます。

今回提案いたします路線につきましては、位置図の赤線でお示ししております第2仙台北部中核工業団地内の新設道路で、起点が県道大衡落合線との交差点になり、終点は県道大衡駒場線に接続する路線となるものでございます。当該路線は、宮城県土地開発公社が事業主体となり造成を進めてきました第2仙台北部中核工業団地の松の平3丁目地内を通る区画道路で、現在令和7年4月からの分譲開始に向け手続が進められている状況にあることから、今般村道認定について提案するものでございます。

なお、当該路線につきましては、延長が約685メートルで、車道2車線に両側歩道が整備された全幅15メートルの道路となるものでございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。小川克也君。

4番（小川克也君） 今回県が開発整備して工業団地になります。ちょっと疑問に思ったんですが、なぜ村道として路線認定をしようとしたのか、その辺の選定基準について伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今回の開発行為、宮城県土地開発公社が事業主体となり開発行為で行われた区画道路となっております。こういった区画道路につきましては、地元の路線の性質に応じて地元の自治体に施設が移管されるというふうな形になっておりますので、今後、来年になるかとは思いますが、施設が地元に移管されるような形になりますので、大衡村の管理とする道路といたしまして認定をするものでございます。

議長（高橋浩之君） 次に、鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 素人なので分からないのでお伺いしますが、路線名はいいんですけれど

も、起点と終点と同じ松の平3丁目となっていますけれども、後々何かするとき、起点・終点の区分けがつかないのではないかなという気がしますけれども。例えば、松の平入り口とか駒場の入り口とか何かと、そういうふうにするのが普通なのかなと素人ながらそう思ってしまいましたが、その辺はこういうふうに書くのが正しいのでこれでいいんですよというのであれば別ですけれども、一般的に見たとき同じだとどっちが始まりで終わりかも分からないような状態になると思いますので、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 路線の認定の基準といいますか仕方といたしまして、起点・終点の表し方が大字で示すと定められております。ですので、起点・終点は議案上松の平3丁目という大字の表記をさせていただいているところでございますが、今後路線認定をいただきまして、区域の決定、そして供用開始という形の手続ありますけれども、別紙でお示ししておりますとおり、図面では起点・終点が明記されるような形で今後事務手続を進めていく形になりますので、よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） お話は分かりますけれども、通常であれば始点・終点が、長ければ同じ字でなくて大字に変わっていけば、問題はないでしょう、同じ中で短いところを村道に昇格するといった場合については、やはりどっちが入り口でどっちが出口なんだというふうなことで、やっぱり所在地というかそういうの分かるようにしたほうがいいと思いますので、今後何かそういうようなところを書くところがあれば、そのように書いていただくと親切だと思うんです。我々も道路地図見たときに、どこ始まりでどこ終わりなのと言われたときも、なかなか分からなくなってしまいますので、図面を見ながらすれば分かるでしょうということではなくて、そういう表示の仕方、優しい表示というのも考えていただくとありがたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 私も、議案書の作り方上先ほど申し上げた表記になってしまうところ大変恐縮なんです、ご指摘のとおり非常に一般の方から見れば分かりにくいところがあるかと思えます。そういった部分、今後先ほど申し上げましたとおり区域決定、供用開始という手続がありますけれども、それも同様な形になっていくかとは思いますが、村で整備します道路台帳で起点・終点を明示するような形になります

し、また区域決定、供用開始でも、起点と終点の場所、どちらが起点で終点かという部分を分かりやすく明示するような形で対応してまいりたいと思います。

議長（高橋浩之君） 次、山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 教えてほしいのですが、この村道認定に合わせて、この部分上下水道等があるのか、またこれから村道認定になってからのそういった工事というのがあるかどうか確認です。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今回村道認定でございますけれども、既にこの村道の下、地下の部分に上下水道、県の管理する工業用水も含めて埋設済みでございます。こちらも併せて宮城県土地開発公社が負担で整備をしております、今後同様に上下水道も村に移管されるような予定となっているものでございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。文屋裕男君。

7 番（文屋裕男君） 村道認定で関連するからとってお聞きしたいんですけども、この工業団地は私は3つに分かれるのかなと思ったら、4つに分かれるんですね、これね。4つに分かれたら村道の駒場のほうに抜けたところのちょうど真ん中辺に黒い線があるんですけども、何かここが境のようなんだな、4つにするって。この辺の境はどのようになるのか、あるいはこの工業団地に入った人たちが道路にするのか、どのようにするのか、その辺お聞きしたいなと思ったんですけども。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（浅野宏明君） 議案第59号、別紙の右側の図でご説明させていただきますと、村道認定をされる予定の赤い線の上側に2区画、あと右側に1区画、あと赤い村道のフ形というか囲まれているその中での1区画と、合計4区画での区画割りとなっております。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。（「区画にするときにそこを道路にするのかそのまま、どのような方法でここ区画にするのかということ」の声あり）産業振興課長。

産業振興課長（浅野宏明君） あくまで宅盤の境にはなるんですけども、そこも管理用通路として村に移管されるようになります。管理用通路です。（「管理用通路にするの」の声あり）はい。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7 番（文屋裕男君） 管理用通路というのは造るときは誰がやるんですか、それ。村でやるん

ですか、それとも県のほうでやるんですか。都市開発公社、それについて。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（浅野宏明君） 全てこの形が出来上がったものを村に移管されるようになりますので、道路は都市建設課、上下水道も都市建設課、管理用通路についてはまた協議をしてとなりますけれども、全て出来上がった形で村に移管をされるという形になります。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） そうすると、出来上がった道路を全部村に移管されるとなると、今現在出来上がっているのは今上程されているこの村道とそれからもう一つあるんですね。右側の大きな広い団地、そこから一番右端になりますから、向かって右端になるんですけれども、高速道路の本線と、それから料金所に行く道路のちょうど間のところに細い道路がすっかり舗装になってできているんです今現在。今、あそこは立入禁止になっているんですけれども、きれいに舗装になっているんですけれども、あれはどのようになるんですか、その辺を教えてくださいけれども、何に使うのか。

議長（高橋浩之君） ただいまの議案と関係ないので、簡潔に答弁できれば。産業振興課長。

産業振興課長（浅野宏明君） 今文屋議員おっしゃられたところの通路については下にため池がありますので、そちらへの管理用通路ということで舗装した通路になります。（「分かりました」の声あり）

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。ここで休憩いたします。再開を2時40分とします。

午後2時28分 休 憩

午後2時40分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第60号 令和6年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第10、議案第60号、令和6年度大衡村一般会計予算の補正について

を議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） それでは、議案第60号別紙でご説明を申し上げますので、別紙の1ページをご覧くださいと思います。

令和6年度大衡村一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正に係る規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,722万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億6,164万6,000円とするものでございます。

第2条は債務負担行為の補正で、第2表でご説明をいたします。

第3条は地方債の補正で、第3表でご説明をいたします。

まず、5ページをご覧ください。

第2表、債務負担行為の補正で、全部で20件、6ページまでかけてございます。全て追加でございます。

期間は5ページの1件目議会広報紙印刷業務から6ページの1件目結核・肺がん（レントゲン・CT）検診業務までが令和7年度で、19件目の大衡村外国語指導助手（ALT）派遣業務と20件目の衡東工業団地放流水水質検査業務の2件につきましては、令和7年度から令和9年度までの3年間でございます。

なお、限度額につきましては記載のとおりでございますので、ご覧をいただきいただきたいと思っております。

続きまして7ページをお開き願います。

第3表の地方債の補正でございます。

起債の変更でございまして、2件ございます。

1件目が橋梁維持補修事業に係る公共事業対策債でございまして、補正前の限度額3,000万円から1,400万円を減額して1,600万円とするもの。

2件目は臨時財政対策債で、1,780万円から490万円を減額し1,290万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

続きまして、補正予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明を申し上げます

ので、10ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

1款1項1目個人住民税800万円の増、2項1目固定資産税5,300万円の増、3項2目軽自動車税の種別割100万円の増、以上につきましては収入見込みによるものでございます。

10款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金111万8,000円の増につきましては、通知によるものでございます。

次に、11ページをご覧ください。

12款1項1目地方交付税1億2,068万6,000円の増は、普通交付税で、こちらも通知によるものでございます。

16款1項1目民生費国庫負担金783万2,000円の増は、児童手当の制度改正による国負担分でございます。

2項1目総務費国庫補助金165万円の増は、説明記載の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、定額減税調整給付金事業等のシステム改修に係るものでございます。

2目民生費国庫補助金2万円の増、地域子ども・子育て支援事業費補助金で、一時預かり事業の利用者数増加によるものでございます。

4目土木費国庫補助金1,910万9,000円の減は、道路交通安全施設等整備事業費補助金の減で、瀧見橋工事請負費の減、河原橋事業の先送りに伴うものでございます。

7目特定防衛施設周辺整備調整交付金420万円の増は、内訳として説明記載の村道五反田団地線改良舗装事業520万円の増、用地買収費の増と、村道沓掛団地線改良舗装事業100万円の減見込みによるものでございます。

3項1目総務費国庫委託金10万円の増は、施設区域取得等事務委託金の増額通知によるものでございます。

続いて12ページでございます。

17款1項1目民生費県負担金194万円の減は、制度改正による児童手当負担金分です。

3目農業費県負担金33万8,000円の増は、鉾害復旧事業費負担金で浅所陥没2か所分に係る分でございます。

2項2目民生費県補助金2万円の増は、地域子ども・子育て支援事業費補助金分で、国庫支出金同様一時預かり事業の利用数増加によるものでございます。

3目衛生費県補助金16万9,000円の増の内訳につきましては、健康推進費補助金総事

業費の増額のための内示によるものの増と、保健衛生費補助金で自死対策強化事業補助金の減で交付決定によるものでございます。

4目農林水産業費県補助金2万3,000円の増は、農地利用最適化交付金で内示によるものでございます。

19款1項1目一般寄附金9万9,000円の増並びに2目の指定寄附金20万円の増は、それぞれ企業からの寄附金分でございます。

20款2項1目財政調整基金繰入金1億1,000万円の減並びに13ページ2目減債基金繰入金2,000万円の減は、財源の調整分でございます。

22款3項1目貸付金元利収入870万円の増は、村中小企業振興資金の預託金増額に係る年度末の回収金分の増でございます。

4項1目雑入1万5,000円の増は、保育対策総合支援事業費補助金の返還金でございます。

23款1項村債は、1目土木債、橋梁点検・橋梁修繕事業1,400万円の減、2目臨時財政対策債490万円の減でございます。

次に歳出についてご説明を申し上げますので、14ページをお開き願います。

なお、歳出につきましては、各事業におきまして人件費の増減を計上しておりますが、これは10月1日付の人事異動に伴う増減でございます。また、児童手当制度拡充による職員手当の増、時間外勤務手当の増が主となっておりますので、その部分につきましては説明を割愛させていただきたいと思っておりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それではまず、2款1項1目一般管理費529万7,000円の増で、主なものは、10節の需用費は公用車の修繕料、17節備品購入費で職員用のパソコン5台分の購入費となっております。

2目文書広報費38万5,000円の減は、12節委託料で法規管理費は例規集中のカンマの修正業務と人事院勧告に伴う給与制度改正の例規整備業務分の増、さらには村史編さん事業の今年度分の委託料の確定による減となるものでございます。

15ページでございます。

3目財産管理費104万円の増の主なものにつきましては、10節需用費で事務用の消耗品費の増でございます。

4目会計管理費44万円の増は、11節役務費、振込手数料の改定による増額見込み分

ございます。

5目財産管理費21万2,000円の増は、12節委託料で村有地の支障木伐採等に係るものでございます。

6目企画費73万7,000円の増の主なものは、16ページに移っていただきまして、11節役務費の手数料は地域おこし協力隊募集に係るメディア掲載の手数料となっております。

12節委託料は、ウェブサイトクリニックの委託を日本広報協会に委託する費用でございます。

18節負担金補助及び交付金は、代替バス三本木大衡線の運行補助追加分でございます。

9目無線放送施設費5万9,000円の増は、消耗品購入分でございます。

2項1目税務総務費は職員手当分のみでございます。2目賦課徴収費74万7,000円の減は業務完了に伴う事務委託料の減分でございます。

次に、17ページでございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費15万7,000円の減は、11節役務費はコンビニ証明手数料の増、12節委託料の減は森林環境税開始に伴う対応業務委託の完了に伴う減の分でございます。

4項1目選挙管理委員会費2万7,000円の増は、委員に係る消耗品購入費でございます。

次に、3款民生費の1項1目社会福祉総務費31万8,000円の減は、システム保守、福祉計画策定業務の契約額確定による12節の委託料の減でございます。

18ページでございます。

3目老人福祉費107万8,000円の増の主なものは、敬老事業完了による報償費、需用費の減。

27節は介護会計・後期会計への繰り出しの増、さらには減の分でございます。

4目障害者福祉費1,340万円の増につきましては、福祉サービス利用者の増による給付費増分でございます。

5目福祉センター管理費73万9,000円の減は、光熱水費、電気料の見込みによる減額が主なものでございます。

2項2目児童措置費749万5,000円の増は、児童手当制度の改正に伴う19節扶助費の増額分でございます。

3目母子福祉費17万円の増は、19節扶助費、母子父子医療費分で見込額増によるもの

でございます。

次に、19ページでございます。

5目児童保育費6万8,000円の増は、一時預かり事業の利用者増に伴う補助金の増が主なものでございます。

6目児童福祉費313万7,000円の増は、19節扶助費で、障害児通所系サービスの件数並びに利用者の増加に伴うものでございます。

次に、4款衛生費でございます。

3目の予防費72万円の増の内訳につきましては、12節委託料は狂犬病予防事業完了による減と、後期高齢医療事業については健康診査受診者増によるものでございます。また、17節備品購入費は、全自動血圧計の購入分でございます。

次に、20ページをご覧ください。

3項1目上水道施設費587万9,000円の減は、水道用水供給事業運営費補助事業の18節負担金補助及び交付金の減でございます。

次に、5款農林水産業費です。

1項1目農業委員会費は、農地利用最適化活動に係る消耗品費と修繕料はコピーカウンター料でございます。

3目農業振興費115万3,000円の増の主なものは、18節環境整備支援事業費補助金の申請見込み増によるものでございます。

次に、21ページ、6款の商工費でございます。

1項1目商工総務費26万2,000円の増は、企業懇談会新春の集い時のアトラクション出演謝礼の7節報償費と、18節は雇用促進奨励金1社1名分でございます。

2目の商工振興費957万円の増は、20節貸付金、村中小企業振興資金融資枠拡大による預託金970万円の増額分と、それに関連いたしまして、万が一焦げ付き等が発生した場合の損失補償料の増額分でございます。

次に、7款の土木費でございます。

2項1目道路維持費1,360万2,000円の増の内訳は、10節需用費の修繕料は道路照明の修繕料、12節委託料は説明記載のとおり、道路維持補修の事務・業務委託料と除排雪委託料分でございます。

22ページに移りまして、13節の建設機械借上料、15節の原材料費につきましても、道路維持補修に関わるものでございます。

2目道路新設改良費471万4,000円の増ですが、主なものは、五反田団地線、沓掛団地線に係る用地買収費、物件補償費の増額並びに減額分でございます。

3節橋梁維持費3,374万3,000円の減につきましては、橋梁維持補修事業において、河原橋修繕工事設計業務の見送りに伴う委託料並びに瀧見橋修繕工事の見込みによる工事請負費の減額となっております。

23ページ、4項3目下水道費26万6,000円の増は、下水道事業会計の補助分でございます。

5項1目住宅管理費200万円の増、2目定住促進住宅管理費150万円の増は、いずれも村営住宅定住促進住宅の修繕料分でございます。

次に、9款の教育費でございます。

1項2目事務局費520万7,000円の増は、24ページにお移りいただきまして、スクールバス購入等の基金への24節積立金が主なものでございます。

2項1目学校管理費83万7,000円の増は、小学校の体育館の雨漏りほかの修繕料分でございます。

25ページでございます。

4項1目社会教育費6万円の増につきましては、人件費のほかは事業完了に伴う報償費、食糧費等の減と、文化財確認調査に係る重機借上料の増でございます。

2目公民館費9万1,000円の減は、趣味の作品展終了に伴う報償費等の減の分でございます。

4目平林会館管理費5万2,000円の増は、平林会館2階風除室のマット購入のための消耗品費でございます。

次に、26ページでございます。

万葉研修センター管理費2万2,000円の減につきましては、防火対象物点検報告の免除による手数料の減でございます。

5項1目保健体育総務費11万8,000円の減は、スポーツ交流大会、パークゴルフ教室など事業完了に伴う7節報償費の減が主なもので、2目体育施設管理費につきましても、プール開放の事業の完了に伴う医薬材料費の減でございます。

3目学校給食センター管理費356万円の増の主なものは、27ページで、10節需用費は電気料、修繕料はコピーのカウンター料、賄い材料費につきましてはみやぎ米学校給食に係るかかり増し経費等の食材高騰に係る増額分となっております。

12節委託料は、調理室内のレンジフードの清掃業務委託分でございます。

14節工事請負費は、調理員がトイレを使用する際の更衣スペースの設置に係る工事費等分でございます。

10款災害復旧費でございます。

1項1目農林施設災害復旧総務費は33万9,000円の増でございますが、こちらは浅所陥没2か所に係る復旧の工事請負費でございます。

2目大衡村排水処理施設維持管理費につきましては、実証実験を行っておりますが、委託料36万6,000円を減額して、同額を水位計パラメーター等の備品購入に充てるものでございます。

最後に、13款1項1目予備費121万5,000円につきましては、財源調整でございます。

なお、次ページ28ページ以降は給与費明細でございますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 一問一答でないので、2点伺いたいと思います。

ページ数でいうと18ページと19ページの福祉関係についてお伺いします。

障害者福祉等で扶助費が1,337万円の増加ということであります。また、児童福祉についても313万円の増加という、これは予算に対しての補正でありますから、こういった金額大分大きく1割以上になった理由と伺いますか、その内訳を知りたいと思いますのでお願いします。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） まず、18ページの障害者福祉費の1,300万円ほどの増額補正についてでございますが、こちらは給付費でございますけれども、障害者の介護給付と、あと訓練等給付に関わる分の給付費でございます。中身としましては、介護給付のほうは障害者の居宅介護ですとか、重度訪問介護とか生活介護、短期入所、施設入所支援等々でございます。訓練等給付のほうは自立訓練、あと就労移行支援、就労継続支援、あとは共同生活支援とか、そういったいろいろな給付があるわけですが、その中で主なものとして居宅の介護、当初予算時は4名と計算しておったんですが、年度始まりましてサービスを受ける方が2名増えまして6名になっております。

あと重度訪問介護、こちらが1名だったものが3名になりまして、2名ほど増員して

おります。

あとは、生活介護、こちらも17名から18名、1名増員しております。

あとは、短期入所の利用者も18名から19名、1名増となっております。

あと、就労支援、こちらも11名増加。

あとは、就労継続支援、こちらが2名ほど増加。

あとは、地域密着型が4名から5名と、1名増に、等々ございます。

あと、19ページ児童福祉費ですが、こちらも1人当たりのサービスの回数が増えたのと、増員が主な理由でございます。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 私が思っていたのとすると、項目として、福祉でも障害者福祉に入っているという点で、そんなに増えたのかなという意味でお伺いしたかったわけなんです。これはそれぞれの人数増えたということですが、それだけ障害者が大衡村では増えたかと考えてよろしいわけなんですか。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 障害者手帳新規で取得する方も増えていきますし、手帳取得していた方が今までサービス使っていなかった方がサービスを使うようになった方、そういった方もおられます。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） そうすると、1年間通じて来年度予算などにこういったものは反映されるという意味で見ているわけですけども、児童福祉についてはサービスの回数が増えたというようなことなんですけれども、利用者じゃなく回数が増えたと聞いていたが、そのとおりのことなんですか。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 児童福祉は児童発達支援であるとか放課後等デイサービス等の利用に関する給付になりますけれども、1人当たりの回数が増えたということで理解していただければと思います。（「前のほう、障害者」の声あり）18ページの障害者福祉のほうは、回数及び利用者の数も増えているということで理解していただければと思います。（「来年の予算に関して」の声あり）今、当初予算の計上時期でございますけれども、こちらの実績を踏まえた上で予算要求をしたいと思っております。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。石川 敏君。

11番（石川 敏君） 15ページ、企画費の移住支援事業、先ほどの説明では地域おこし協力隊の募集に関わる経費ということでしたが、もうちょっと詳しく内容を伺いたいと思います。メディアの費用だと思いますけれども、どういったところでどのような募集のやり方をしたものか、あと今募集に当たって期間を延長しましたね、応募期間ですね、その状況について伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） お答えをいたします。

こちらにつきましては、今石川副議長おっしゃられたとおり、当初の募集をかけてから相談はあったものの実際に応募に至らなかったということで、まずは今月末までに延長しているということでございまして、実際になかなか委員会等でもご説明しましたとおり、そういったお気持ちのある方のところまでなかなか情報が伝わっていないのではないかと分析から、今回そういった移住定住に関わるマッチングサービスというのがございまして、SMOUT(スマウト)というホームページといいますかそちらのサイトがございまして、そちらに募集記事なり大衡村の魅力等の掲載をしていただきまして、そちらでさらにそういった大衡村が望むような地域おこし協力隊の人に情報が伝わるようにしたいということでございまして。ネット上のそういったサイトを利用して情報提供を行って、その方々にうまく伝わればというものでございまして、そういった掲載に関するアドバイス等もいただきながらサポートをしていただくプランということで、申込みをさせていただきたいと考えているものでございまして。

期間としては3か月程度ということで考えておりまして、SMOUTというサイトのメールマガジンに載せたり、あとはそのサイトを利用しての大衡村の魅力なり地域おこし協力隊の募集内容を直接的にそういったニーズのある方に伝えるような考えで計上させていただいたものでございまして。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 委託ということなんでしょうけれども、これは今からということなのかと思うんですけれども、約、今の話ですと3か月間というのは予定だそうですけれども、具体的にいつ頃から始めて、年明けのものかどうか、その辺のもうちょっと詳しい期間と、あとその期間だけしかそこには掲載されないということになってくるのかなと思うんですけれども具体的にはどんなものなのか、その辺の取扱いですね。

あと、隊員の応募の関係ですけれども、12月末まで延長ということで、現状としては

まだいろいろ相談はあったけれども、ちゃんとした申込み申込みまでには至っていないという前のお話でしたけれども、現状として変わっていないのかどうか、その辺の状況どうなんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 当然金額上のパッケージという形でお示しされているものから推測しますと、3か月間のアカウント料というような形になっております。

なお、補足して申し上げますと、こちらのサイトの登録者数につきましてはそういった移住定住を検討されている方3万4,000人が一応登録されているということでございます。

応募の状況でございますけれども、委員会でご説明した際は2人の方、仙台市内の男性の方と女性の方ということで、関心を示されましたけれども、現時点で応募に至っていないということでありましたが、その後もう一方、地区が今うっかりして忘れてしまいました。もう一方関心を示された方がおりましたけれども、引き続きまだ応募までには至っていない状況でございます。

委員会の際にも、石川副議長からもおっしゃっていただきましたが、我々の希望としては新年度当初4月1日からの採用を現時点でも目指して進めていきたいと考えているところでございます。予算をお認めいただきましたら速やかに契約を行いまして、こちらのサイトにアップするといいますか情報提供させていただきたいと考えているものでございます。年内ということでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 了解しました。そうですね、隊員の方の応募状況、相談あったもののまだ決定までには至っていないという状況のようですけれども、次年度から当初からスタートしたいというのは今の考えですけれども、どこまで、早めに決定すればいいんですけれども、その辺の状況見通しですけれども、必ずしも年当初からスタートでなくても仮にですよ、遅くなったっていいと思うんですね、それはその状況でもって、目標にしていきますけれども。対象者どなたでもいいというわけにもいかないので、ある程度限定されますよね、応募される方の居住地なり何なりが。そういう部分もあるだろうし、どういった状況で難しさがあるのか、相談の受けた内容としてはどうなんでしょうか。待遇面とかどうなのかとか、その辺の具体的な相談の内容というのはどうなんでしょうかね。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 特段どれということはないんでしょうけれども、なかなか決めに欠くという状況なんだと思います。決して高い金額ではないんですけども、これも意欲のある方ということでもありますので、地域おこしといいますか、地場産品、特産品の開発というところをお願いしておりますので、先ほど副議長おっしゃられたように、じっくりというのも一つあるんですけども、目的を変えたらどうかという意見も前にはあったんですけども、とにかく特産品の開発ということのためのご助力いただく地域おこし協力隊ということで募集しておりますので、その点は変えるつもりはありませんので、もっとPRですね、今回お認いただければこういったものも活用しながら、先ほど申し上げましたとおり、そういった希望を持っている方のもとに届くような努力をもっと重ねていきたいということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） 次に、早坂美華さん。

2番（早坂美華君） ページ数24ページの学校管理費、小学校費の修繕費についてお伺いします。こちら雨漏りほかとありましたが、そのほかの内容を教えてくださいたいのと、大体内訳を教えてくださいたいです。

議長（高橋浩之君） 千葉補佐。

学校教育課長補佐（千葉岳史君） 小学校管理費、学校管理費の修繕料の内訳について申し上げます。先ほど、修繕箇所としましては4点でございます。

まず、1点目が小学校体育館入り口付近、玄関のひさしの部分なんですけれども、こちらの雨漏り、こちらが22万円。

2つ目といたしまして、校舎の多目的ホールのガラス破損に伴う交換修理、こちらが7万7,440円。

3つ目といたしまして、こちら小学校体育館の暗幕のレール修繕、こちらが2万2,400円。

また、今後破損等が見込まれた場合の小破修理費用として概算20万円を計上してございまして、合計69万9,840円となり、繰り上がり70万円の要求となっております。

あと、残りの分といたしまして先ほど企画財政課長からご説明ありましたが、コピーカウンター料として13万7,000円の計上でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 多目的ホールのガラスの破損の理由と、あと6月の定例会の補正のとき

に、舞台幕の修繕で20万8,000円、今回が暗幕で20万円、両方体育館ということで、そのときには破損していなかったのかというのを伺いたします。

議長（高橋浩之君） 千葉補佐。

学校教育課長補佐（千葉岳史君） まず、多目的ホールのガラスについてなんですけれども、こちら2年生の児童がその部屋から出る際に偶発的にと捉えておるんですけれども、勢いよく扉を開けた際にガラスが破損してしまったというような状況でございました。

もう1点の暗幕の修理でございますけれども、6月の補正で先にお認めいただきました修理につきましては、体育館のステージにあります幕の修繕でございました。その際には今回計上しております暗幕の破損は確認されておりませんでした。こちらにつきましては、体育館の北側と南側でございます大きな窓を日光を遮るための暗幕でございます。10月の末、22日の日に学校教育課のほうでは把握した事案となっております。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） いろんなところ、学校校舎内でもですけども体育館も単体でぼろぼろぼろ直しているところなんです、今後大きな金額がかかりそうな修繕箇所など予想できる場所はあるのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 千葉補佐。

学校教育課長補佐（千葉岳史君） 委員会といたしましても今現在このように多額のものというのは、具体的な金額について申し上げることはできないんですけれども、プールの設備、ろ過設備などについても老朽化しているということで、今年度の保守点検の際に指摘などをいただいております。

早坂議員おっしゃるとおり、小学校につきましても建築から年数経過しており、以前の大規模改修からも年数経過しておりますので、そういった設備、建物についても様々な部分で修繕等が必要になってくる状況でございます。

議長（高橋浩之君） 次に、鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 14ページの一般管理費について伺います。ここの上から2番目の総務物件費とありますけれども、この中身をひとつ教えていただきたい、あとは、職員手当等の中に会計年度任用職員手当等ということで時間外手当30万円ほど出ておりますけれども、任用職員なのかどうかちょっと伺いをしたい。もう一つは17節です、備品購入費ということで先ほど一般備品でパソコン5台というふうなお話がございましたが、その買入れ先、買入れ方法等について伺います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） まず、総務物件費につきましては、今回補正で上げております項目といたしましては、8節の旅費、それから11節の役務費、こちら通信運搬費となっておりますが郵便料分でございます。旅費につきましては、説明欄にありますとおり特別旅費ということで特別職の旅費の分でございます。

会計年度任用職員の時間外につきましては、会計年度任用職員でドライバーを採用してございます。そちらの職員の時間外勤務手当が、10月からの採用となっていて、状況を鑑みまして今後支出見込みである金額を計上させていただいているものでございます。

それから17節の備品購入費につきましては、企画財政課長ご説明していただいたとおり5台分でございます。こちらにつきましては、新規採用職員分と予備の分を見まして5台分の計上でございます。購入につきましては、現在職員の使用しておりますパソコン購入先であります業者と考えてございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 5台の購入先と、どのような方法で買ったのかというふうなことについてちょっと答えが不足していると思うんですけれども、もう一度答弁いただいでよろしいですかね。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 現在、今回補正で予算計上させていただいております、購入はまだしてございません。こちらの補正予算お認めいただいた後、購入の手続に入りたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 最終的にはこれから購入するということですが、購入する業者または購入する方法についてはもうどのようにと決まっておられますか。その辺をお伺いしたいのと、先ほどの説明で任用職員時間外というようなことで、ドライバーという話ですが、任用職員も時間外勤務をできるというふうなことの規則決まりがあるのかどうか確認します。

議長（高橋浩之君） 3問目です。総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） パソコンのまず購入につきましては、現在職員使用していますパソコン購入先業者と考えてございます。購入方法につきましては、現在のところ一者随

契で考えてございます。

また、会計年度任用職員につきましては、フルタイムの会計年度任用職員でございます。フルタイム、パートタイムもそうですが、会計年度任用職員は職員に準ずる規定でございますので、時間外勤務手当も職員同様支給されるものでございます。

議長（高橋浩之君） 次、山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 私は給食センターのことで、給食センター、給食を提供したのが去年の10月でした。あれから1年足らずで工事に117万5,000円ですかね、これについては説明の中で更衣室のスペースが必要だという流れの話で説明を受けましたが、当初まだ1年間もない施設の中でこのスペースが想定されなかったのか。また作業するに当たって必要に感じて補正を組んでいるのか。もともといろんな事案があった給食センターなので、その辺その時点で把握できたんじゃないかなとも私は思うんですが、そこでその部分お願いしたいなと思います。

議長（高橋浩之君） 千葉補佐。

学校教育課長補佐（千葉岳史君） 山本議員、ご指摘のとおりかと思います。まずもって、今回計上させていただきました工事の中身につきまして3点ございます。

先ほど、企画財政課長お話ありましたトイレ前のカーテンのスペースの設置、あともう1点が、2点目としましてトイレ内手洗い器の設置、3点目が玄関ドアの工事ということになってございます。3点目の玄関ドアの修理につきましては、議員の皆様からも再三ご指摘をいただいております強風に関係しているものでございまして、修繕が必要というような状況でございます。この度、給食センター西側に暴風雪柵を設置した関係もございまして、このタイミングでドアにつきましても修理を行いたいと思っております。

先に申し上げました1点目と2点目の案件でございますが、山本議員ご指摘のように当初から見込めなかったのかというお話ではございますけれども、教育委員会といたしましては、学校給食衛生基準というものがございまして、その基準におきましては設置を設けるよう努めることと、義務ではないというような規定となっている案件でございました。しかしながら、先般、今年の10月3日でございますが、宮城県の教育庁保健体育安全課という部署によります学校給食施設衛生管理等巡回訪問というものがございまして、給食センターの調査が行われておりました。その巡回訪問に際しまして、先ほど申し上げました2点についてご指摘を受けているような状況でございます。そういった

面からも基準としては努力義務というようなものではございましたが、県による指摘等も踏まえまして、大変申し訳ありませんが、今回工事費での予算計上をお願いしているところでございます。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 県の指導ということで、一部補正ということでは理解はするわけでありまして。また、強風、風ということで、あそこはもう風の想定できる場所と私も認識しております。地域の皆さんも認識している中であって、やっぱりそういった暴風雪、防風ネットも設置しながら新たにやっぱり必要になってくるのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 千葉補佐。

学校教育課長補佐（千葉岳史君） 山本議員ご指摘のとおり、地域住民のみならずあの地形等を見た方については、強風による影響というのは応分に推測ができるものとも私も感じているところではあります。今回玄関の扉につきまして残念ながらその強風の影響によりまして、扉の枠の部分が損傷しているというような状況でございますので、暴風雪柵が設置されたこのタイミングを見まして、玄関ドアについても修理を考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。小川克也君。

4 番（小川克也君） 22ページの五反田団地線の改良舗装事業についてお聞きしたいと思います。先ほど用地買収費ということでしたが、五反田地区の整備計画絡みだと思いますが、まず用地買収費その辺の詳細をもう一度お願いしたいのと、村はこれまで整備計画について、村道認定もしましたし実施調査もしております。その辺の村関係する整備に関する事業に対しての進捗状況についてもお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 五反田団地線の関係の補正になりますけれども、当初予算計上時にはまだ設計のほう固まっていなかったということで、見込みで予算計上させていただいておりまして、今般設計で面積が固まったこと、また不動産鑑定業務で用地買収費の単価が定まったということで、それに合わせて用地買収費の増額並びに補償費の減額をさせていただくものでございます。

また、開発の関係でございますけれども、こちら民間開発でございますので、詳細はこの場で申し上げにくいところございますけれども、当初計画されていた部分に対しまして、全部という形ではなくて地権者様とのいろいろ交渉の中で部分的な開発というこ

とで、民間開発では設計のほう今精査していると伺っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 民間事業が今回のこの開発の件に関しては、やりたいということで進めた事業だと思います。その辺もう一度民間事業が用地の件だったりいろいろ進み具合はどのようなものなのか、分かる範囲でいいのでもう一度伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 詳細の部分は民間開発ということで、この場では申し上げにくいところあるんですけども、当初計画された部分は、全エリアの部分での開発を開発業者は意向を示していたところではございますが、地権者様とのいろいろ協議の中で、全員の方からいろいろ協力をいただくことは難しい状況になっているというような状況で、一部協力、ご理解いただいた方につきましては、契約等所有権の移転まで進んでいると伺っております。

今回五反田団地線の隣接する部分のところの部分につきましては、用地の部分の所有権移転まで完了しているというようなことで伺っている状況でございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 今回土地を放した住民の方は待ち望んでいる方も本当にたくさん期待している部分もあるかと思しますので、ぜひ民間事業と今後も密に連携して、ぜひ頓挫しないようにお願いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 答弁はもらいますか。（「はい」の声あり）都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） そうですね、開発の今用地を協力いただいた部分で改めて開発の計画の設計を見直しているという部分につきましては、村にも情報はいただいている状況でございます。村も道路整備計画と関連がありますので、その辺の部分は道路計画の部分と協議が必要となっておりますので、今後も必要に応じて民間業者とは協議をしながら開発の誘導に努めたいと思います。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開を3時45分といたします。

午後 3 時 3 5 分 休 憩

午後 3 時 4 5 分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1 1 議案第 6 1 号 令和 6 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正
について

議長（高橋浩之君） 日程第11、議案第61号、令和 6 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会
計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（森田祐美子君） 議案第61号別紙でご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

議案第61号別紙、令和 6 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）
は次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,900 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を
歳入歳出それぞれ 6 億 2,240 万 3,000 円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6 ページをお願いい
たします。

歳入でございます。

3 款 1 項 1 目保険給付費等交付金 3,900 万円の増、1 節普通交付金で療養給付費等の
増額に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費 1 万 4,000 円の増、10 節需用費でコピーカウンター料に係る
増額でございます。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費 3,200 万円の増額と、次のページをお願いいた
します、2 項 1 目一般被保険者高額療養費 700 万円の増額につきましては、支出見込み

によるものでございます。

8款1項1目予備費1万4,000円の減額につきましては、財源調整でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第62号 令和6年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第12、議案第62号、令和6年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） それでは、議案第62号別紙によりご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

議案第62号別紙、令和6年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,276万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,697万1,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項1目第1号被保険者保険料は、普通徴収保険料の見込みによる増額でございます。

3款1項1目から5款1項1目の各介護給付費負担金は、いずれも介護給付費の見込

みによる増額でございます。

7ページをお開き願います。

7款1項1目介護給付費繰入金についても給付費の見込みによる増額でございます。

4目地域支援事業交付金（包括的支援事業任意事業）は、事業費等の見込みに伴う増額でございます。

続きまして、歳出でございます。

8ページをお開き願います。

2款1項1目居宅介護サービス給付費から10ページの3款1項1目介護予防生活支援サービス事業費は、年度末までの給付費等の見込みによる増減でございます。

3項3目任意事業は、紙おむつ支給事業に伴う紙おむつ券の印刷代の計上でございます。

7款1項1目予備費は財源調整でございます。

以上ご説明申し上げました。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第63号 令和6年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第13、議案第63号、令和6年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（森田祐美子君） それでは、議案第63号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

議案第63号別紙、令和6年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は次

に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,538万9,000円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項2目普通徴収保険料70万円の増、収入見込みによる増額でございます。

3款1項1目事務費繰入金5,000円の減、職員人件費分減額による繰入金の減額でございます。

2目保険基盤安定繰入金61万6,000円の減、保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費5,000円の減、職員人件費分の減額でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金8万5,000円の増、歳入でご説明いたしました保険料の増額及び保険基盤安定負担金の減額によるものでございます。

4款1項1目予備費1,000円の減額につきましては、財源調整でございます。

次のページは給与費明細書でございますので、ご覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第64号 令和6年度大衡村水道事業会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第14、議案第64号、令和6年度大衡村水道事業会計予算の補正につ

いてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案第64号別紙でご説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和6年度大衡村水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条は総則についてで、令和6年度大衡村水道事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第2条は収益的支出について定めたもので、令和6年度大衡村水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出の第1款水道事業費用2億3,808万円に10万円を追加し、2億3,818万円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3条は資本的支出について定めたもので、予算第4条本文括弧書き中「過年度損益勘定留保資金4,969万5,000円」を、「過年度損益勘定留保資金5,004万4,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出の第1款資本的支出3億3,310万円に34万9,000円を追加し、3億3,344万9,000円とするものでございます。

続きまして内容につきまして、4ページの予算説明書でご説明を申し上げます。

初めに、収益的支出の1款1項4目総係費10万円の増につきましては、時間外手当の補正でございます。

次に、資本的支出1款3項1目工事負担金調整額34万9,000円の増でございます。こちらは、県道石巻鹿島台色麻線歩道整備で支障となりました水道管の移設工事分に係る県からの補償金確定に伴う補正となっております。

次ページに給与費明細書をつけておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第65号 令和6年度大衡村下水道事業会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第15、議案第65号、令和6年度大衡村下水道事業会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案第65号別紙でご説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和6年度大衡村下水道事業会計予算（第3号）でございます。

第1条は総則についてで、令和6年度大衡村下水道事業会計予算（第3号）は次に定めるところによる。

第2条は収益的収入及び支出について定めたもので、令和6年度大衡村下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入第1款下水道事業収益と支出の第1款下水道事業費用の総額にそれぞれ36万5,000円を追加し、3億5,491万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、3ページの予算説明書でご説明を申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出の収入についてで、1款2項2目他会計補助金26万6000円は一般会計からの補助金となっております。

6目雑収益9万9,000円につきましては、マンホールカード作成に係る宮城県建設センターからの助成金となっております。

次に、支出、1款1項1目管渠費16万7,000円の増です。

2節の手当につきましては、時間外手当の補正でございます。

6節被服費6万7,000円の増につきましては、作業着購入分に係る補正となっております。

次のページをお願いいたします。

2目浄化槽費14万円の増につきましては、2節の手当で時間外手当の補正でございます。

3目総係費5万8,000円の増。

3節印刷製本費5万5,000円の増につきましては、マンホールカード作成に係る補正となっております。

6節負担金3,000円の増につきましては、利子補給金1件分の補正となっております。次のページ給与費明細書をつけておりますので、ご覧いただければと存じます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 報告第12号 専決処分の報告について〔令和6年度大衡村一般会計予算の補正について〕

議長（高橋浩之君） 日程第16、報告第12号、専決処分の報告についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 報告を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） それでは、報告第12号別紙でご説明をさせていただきますので、1ページをご覧くださいと思います。

令和6年度大衡村一般会計補正予算（専決第1号）は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正に係る規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ581万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億2,442万5,000円とするものでございます。なお、専決処分日は令和6年10月1日でございます。

内容につきましては、事項別明細書にてご説明を申し上げますので、6ページをお開きいただきたいと思っております。

なお、今回の専決補正につきましては、去る10月27日に執行されました第50回衆議院議員総選挙に係る歳入並びに歳出でございます。

まず、歳入でございます。

17款3項1目総務費県委託金581万9,000円の増は、衆議院議員総選挙に係る選挙費委託金でございます。

続きまして、歳出7ページでございます。

2款4項3目衆議院議員総選挙費、衆議院選挙費の823万2,000円の増は、1節は総選挙に係る選挙管理委員会委員の報酬、それから投票・開票管理者、投票・開票・選挙立会人の報酬でございます。

それから、3節の職員手当等は従事職員の時間外勤務手当でございます。

7節報償費は、選挙公報の配布謝礼の報奨金と、投票率アップのための親子連れ投票者への記念品贈呈のための報償品費となっております。

8節旅費は、選挙管理委員会委員の費用弁償、10節需用費は選挙に係る消耗品費、食糧費は期日前のほか投票当日の食事、お茶代でございます。また、印刷製本費は入場券の印刷代です。

11節役務費は通信運搬費として、入場券送付等の郵便料のほか臨時電話の電話料、手数料は計数器の点検料となっております。

12節はポスター掲示場の設置撤去業務などの委託料でございます。

13節使用料及び賃借料は、投票場の会場借上料とポスター掲示板の物品借上料でございます。

17節備品購入費は、国民審査投票用紙読み取り分類機の購入費で、9分の5の補助のものでございます。

8ページに移りまして、13款1項1目予備費は財源調整分でございます。

9ページ以降につきましては給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

以上、ご報告を申し上げます。よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） 以上で報告を終わります。

日程第17 報告第13号 専決処分の報告について〔損害補償の額を定め、和解することについて〕

議長（高橋浩之君） 日程第17、報告第13号、専決処分の報告についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 報告を求めます。学校教育課長補佐。

学校教育課長補佐（千葉岳史君） 議案書34ページをお願いします。

報告第13号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書、損害賠償の額を定め和解することについて。

損害賠償の額を下記のとおり定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

1、相手方は個人になります。

事務局、お願いいたします。

事務局よりタブレットにお示しされます専決処分書別紙をご覧いただきたいと存じます。

2、事故の概要でございますが、令和6年7月12日午前8時52分頃、大衡中央公園敷地内で本村職員2名が村所有の樹木粉砕機を使用して伐採した雑木の粉砕作業を行っていた際、樹木粉砕機から放出された木片が国道4号を古川方面へ走行中の相手方車両の左後方座席窓ガラスに衝突し、窓ガラスが損傷したものでございます。

3、損害賠償の額その他の和解内容についてでございます。

損害賠償額16万3,132円で、大衡村と相手方は本件事故に関し、上記損害賠償金以外には何ら債権債務がないことを確認しております。

専決日は、令和6年10月2日であります。

報告は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 以上で報告を終わります。

日程第18 委員会の閉会中の継続調査の件について

議長（高橋浩之君） 日程第18、委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって配布のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和6年第4回大衡村議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午後4時10分 閉 会